

生駒市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観又は風致を害するもの

(9) 当該広告事業の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

の

- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) その他広告掲載を行う広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に規定するもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集については、市が業務委託する広告代理店（以下「委託代理店」という。）を介して、又は市が直接にこれを行うものとする。

2 広告料（予定価格を含む。）及び選定方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告審査委員会)

第7条 広告掲載に関する疑義が生じた場合において、その可否等について審査するため、生駒市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は総務部長を、副委員長は行政経営課長をもって充てる。

3 委員は、広報広聴課長、人権施策課長、防災安全課長及び消費生活センター所長をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、委員長は、審査に関し必要があると認めると

きは、その指名する者を臨時委員として構成員に加えることができる。

5 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

10 委員会の庶務は、行政経営課において処理する。

(広告主等の責任)

第8条 広告主及び委託代理店は、広告の内容その他掲載し、又は掲出された広告に関する一切の責任(第三者に対する賠償責任を含む。)を負うものとする。

2 第三者から広告に関する苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主及び委託代理店の責任及び負担において解決するものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。